

自治会活動推進事業 AED 設置補助金 予算要求資料

経過及び現況

平成 20 年 8 月に 79 校区自治連合会、平成 23 年 3 月に 10 校区自治連合会に対し、地域会館等に設置することを目的に AED(自動体外除細動器)を支給したところであり、以降、消耗品の交換及び日常点検については、堺市自治連合協議会及び校区自治連合会が実施している。

支給した AED の耐用期間は 7 年間となっており、平成 20 年度に支給した 79 台分については、平成 27 年 8 月に耐用期間が経過することとなる。

課題

- 地域会館等は、地域防災計画において、指定避難所の補完施設として位置づけられていることから、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の形成のため、AEDの設置は必要である。
- 継続して AED を設置するには本体の購入が必要となるが、ボランティア団体である校区自治連合会が高額である AED を購入することは、団体の財政状況にとって大きな負担となるため、AED の撤去または他の自治会活動が縮小されることが考えられる。
- 安全・安心なまちづくりを推進するため、AED 未設置の校区について、設置を働きかける必要がある。

対応策

- ・平成 20 年度に支給した 79 校区の AED 設置継続を支援
- ・現在 AED 未設置の 4 校区への設置の働きかけを実施



AED設置補助金の新設

1校区につき1台を限度に、AED の設置にかかる費用の1/2を補助
(上限 150,000 円)

※AEDの維持経費

AEDの修理代については、校区自治連合会が負担する。

パッド及びバッテリーの交換については、堺市AED電極パッド等交換補助金にて市が約1/2を補助し、残額を堺市自治連合協議会が負担する。

<予算要求額>

AED 設置補助金 12,450千円

@150,000円×83校区=12,450,000円